



# 医療・福祉における最近の動向

2016年4月 (No. 19)  
高井直樹会計事務所

## 医療に関して法令上作成保存を求められている書類について

新しい年度の始まりに際し、医療に関して、法令上その作成や保存を求められている書類等の一覧を作成しましたので、今後のご参考にしていただけましたら幸いです。

作成すべき書類	保存期間	記載事項	作成者	根拠条文		備考
			保存義務者	根拠条文		
診療録	5年間	患者の住所、氏名、性別、年齢 病名及び主要症状 治療方法（処方及び処置） 診療年月日	医師	医師法	第24条	
			病院又は診療所の 管理者 作成医師	医師法	第24条	
診療録	5年間	患者の住所、氏名、性別、年齢 病名及び主要症状 治療方法（処方及び処置） 診療年月日	歯科医師	歯科医師法	第23条	
			病院又は診療所の 管理者 作成歯科医師	歯科医師法	第23条	
診療録	5年間	患者の住所、氏名、性別、年齢 病名及び主要症状 治療方法（処方及び処置） 診療年月日	臨床修練外国医師 又は臨床修練外国 歯科医師	外国医師又は外国 歯科医師が行う臨 床修練に係る医師 法第十七条及び歯 科医師法第十七条 の特例等に関する 法律	第11条	臨床修練 指導医又は臨床修 練指導歯 科医の署 名等が必要
			病院の管理者	外国医師又は外国 歯科医師が行う臨 床修練に係る医師 法第十七条及び歯 科医師法第十七条 の特例等に関する 法律	第12条	
助産録	5年間	妊産婦の住所、氏名、年齢、職業 分娩回数、生死産別 妊産婦の既往疾患の有無及びそ の経過 今回妊婦の経過、所見、保健指導 の要領 妊娠中医師による健康診断受診 の有無 分娩の場所、年月日時分 分娩の経過、処置 分娩異常の有無、経過、処置 児の数、性別、生死別 児および胎児附属物の所見 産褥の経過、じょく婦、新生児の 保健指導の要領 産後の医師による健康診断の有 無	助産師	保健師助産師看護 師法	第42条	
			病院、診療所又は 助産所の管理者 作成助産師	保健師助産師看護 師法	第42条	

作成すべき書類	保存期間	記載事項	作成者	根拠条文		備考
			保存義務者	根拠条文		
病院、診療所又は 歯科技工所で行わ れた歯科技工に係 る指示書	2年間	設計 作成の方法 使用材料 発行年月日 発行歯科医師の住所、氏名 指示書で歯科技工が行われる場 所が歯科技工所であるときその 名称	歯科医師	歯科技工士法	第18条	
			病院、診療所又は 歯科技工所の管理 者	歯科技工士法	第19条	
救急救命処置録	5年間	救急救命処置を受けた者の住所、 氏名、性別、年齢 救急救命処置を行った者の氏名 救急救命処置を行った年月日 救急救命処置を受けた者の状況 救急救命処置の内容 指示を受けた医師の氏名、その指 示内容	救急救命士	救急救命士法	第46条	
			病院、診療所の管 理者 消防機関の長 救急救命士	救急救命士法	第46条	
記録	3年間	—	歯科衛生士	歯科衛生士法施行規 則	第18条	
			歯科衛生士	歯科衛生士法施行規 則	第18条	
照射録	—	照射を受けた者の氏名、性別、年 齢 照射年月日 照射の方法 指示を受けた医師・歯科医師の氏 名、その指示内容	診療放射線技師	診療放射線技師法	第28条	照射指示 の医師・ 歯科医師 の署名が 必要
			(診療放射線技師)	—	—	
処方箋	—	—	医師	医師法	第22条	医師の記 名押印又 は署名が 必要
			—	—	—	
調剤済処方箋	3年間	—	薬局開設者	薬剤師法	第27条	薬剤師の 記名押印 又は署名 が必要
			—	—	—	
調剤録	3年間	患者の氏名、年齢 薬名、分量 調剤年月日 調剤量 調剤した薬剤師の氏名 処方せんの発行年月日 処方せんを交付した医師、歯科医 師、獣医師の氏名 処方せん交付医師等の住所又は 勤務する病院等の名称、所在地	薬剤師	薬剤師法	第28条	
			薬局開設者	薬剤師法	第28条	
病院日誌 各科診療日誌 処方せん 手術記録 検査所見記録 エックス線写真 入院患者・外来患 者の数を明らかに する帳簿	2年間	—	病院	医療法	第21条	
			病院	医療法施行規則	第20条	

作成すべき書類	保存期間	記載事項	作成者	根拠条文		備考
			保存義務者	根拠条文		
病院日誌 各科診療日誌 処方せん 手術記録 看護記録 検査所見記録 エックス線写真 紹介状 退院患者に係る入院期間中の診療経過の要約	2年間		地域医療支援病院	医療法	第22条	
共同利用の実績 救急医療の提供の実績 地域の医療従事者の資質向上を図るための研修の実績 閲覧実績 紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績を明らかにする帳簿	—	—	地域医療支援病院	医療法施行規則	第21条の5	
病院日誌 各科診療日誌 処方せん 手術記録 看護記録 検査所見記録 エックス線写真 紹介状 退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約	2年間	—	特定機能病院	医療法	第22条の2	
特定機能病院			医療法施行規則	第22条の3		
特定機能病院			医療法	第22条の2		
従業者数を明らかにする帳簿 高度の医療の提供の実績 高度の医療技術の開発及び評価の実績 高度の医療の研修の実績 閲覧実績 紹介患者に対する医療提供の実績 入院患者、外来患者、調剤の数 安全管理・院内感染対策の体制の確保の状況				医療法施行規則	第22条の3	
エックス線装置等の測定結果記録	5年間	—	病院又は診療所の管理者	医療法施行規則	第30条の21	
			病院又は診療所の管理者	医療法施行規則	第30条の21	

作成すべき書類	保存期間	記載事項	作成者	根拠条文		備考
			保存義務者	根拠条文		
放射線障害が発生するおそれのある場所の測定結果記録	5年間	—	病院又は診療所の管理者	医療法施行規則	第30条の22	
			病院又は診療所の管理者	医療法施行規則	第30条の22	
エックス線装置等の使用時間に関する帳簿	5年間	—	病院又は診療所の管理者	医療法施行規則	第30条の23	
			病院又は診療所の管理者	医療法施行規則	第30条の23	
診療用放射線照射装置等の入手に関する帳簿	5年間	—	病院又は診療所の管理者	医療法施行規則	第30条の24	
			病院又は診療所の管理者	医療法施行規則	第30条の24	
一定の様式の診療録	5年間	(様式1)	保険医	保険医療機関及び保険医療養担当規則	第22条	
			保険医療機関	保険医療機関及び保険医療養担当規則	第9条	
療養の給付の担当に関する帳簿、書類その他の記録	3年間	—	保険医療機関	保険医療機関及び保険医療養担当規則	第8条	
			保険医療機関	保険医療機関及び保険医療養担当規則	第9条	
調剤録	3年間	—	保険薬剤師	保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則	第10条	
			保険薬局	保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則	第6条	
療養の給付に関する処方箋、調剤録	3年間	—	保険薬局	保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則	第5条	
			保険薬局	保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則	第6条	

※ 厚生労働省「法令上作成保存が求められている書類」の資料を基に編集作成

( 文責：医療福祉コンサルティング部 西脇 )